

都市計画税の使途内訳

都市計画税は、「都市計画法」に基づいて実施する都市計画事業の財源として課税する目的税であるため、本町では一般会計の歳出において下表のとおり各事業に充当している。

(単位：円)

	令和7年度 決 算 額	都市計画税 充 当 額	事業に対する 充 当 率
都市計画税（歳入）	333,149,515		
充当先事業（歳出）	2,520,059,660	158,179,598	6.3%
款8 土木費	1,238,556,742	45,590,050	3.7%
項4 都市計画費	374,055,882	45,590,050	12.2%
目3 下水道費	187,551,487	45,590,050	24.3%
事業0004 下水道事業会計負担金	130,000,000	45,590,050	35.1%
款11 公債費	1,281,502,918	112,589,548	8.8%
項1 公債費	1,281,502,918	112,589,548	8.8%
目1 元金	1,232,041,761	111,533,023	9.1%
都市計画事業分 （土地区画整理支援事業）	111,533,023	111,533,023	100.0%
目2 利子	49,461,157	1,056,525	2.1%
都市計画事業分 （土地区画整理支援事業）	1,056,525	1,056,525	100.0%

なお、都市計画税の歳入額から充当額を差し引いた剰余金174,969,917円については、基金(※)への積立てを行い、今後の都市計画事業に充当する。

※都市計画税の剰余金を管理する新たな基金を設置するため、三芳町都市計画事業基金条例を本議会に上程している。